

コミュニティバス運行内容の見直し計画（案）

バス実証運行の実績、住民・利用者アンケート調査の結果及び運行ダイヤの一部見直しによる試行結果等を踏まえ、平成２９年４月から下記の見直し計画（案）のとおり運行内容に改善を図りながら、更なるバス運行サービスの充実、住民満足度の向上を目指すこととする。

なお、この見直し項目のうち、地域公共交通会議において審議を必要とする項目については協議を行ない、協議が整った項目について近畿運輸局に申請手続きを行うこととする。

１．基本路線の見直し

（１）運行ダイヤについて

ア．最終便の時間延長について

（現状）

平日最終便の時間延長要望を踏まえ、昨年１２月に運行時間を４０分延長（午後９時１５分発）し実証運行を行った結果、利用者は３３人（１便あたり平均１．７人）となった。

また、延長前の最終便（８時３５分発谷川行き）の利用者は、減少傾向となった。

（見直し案）

平日最終便の時間延長に係るニーズを把握するため、実証運行時期を変えて再試行する。また、最終運行時間の延長に係る住民・利用者の意向を把握するため必要なアンケート調査を実施し、引続き検討を行うこととする。

イ．休日ダイヤの始発時間の繰り上げについて

（現状）

土・日及び祝日の休日ダイヤの始発時間は、望海坂発小島行が午前８時３０分、小島発望海坂行が午前９時４０分としている。こうした中、特に土曜日について、通勤・通学を目的とする一部の利用者から始発時間の繰り上げ要望が寄せられている。

（見直し案）

休日ダイヤの始発時間の繰り上げに係るニーズを把握するため、要望のあった土曜日について一定の期間について、始発時間を繰り上げる実証運行を行う。また、住民・利用者の意向を把握するため必要なアンケート調査を実施する。

ウ．年末年始の休日ダイヤについて

（現状）

年末年始（１２月３０日から１月３日）の休日ダイヤにおけるバス利用者は、基本路線では７０６人（１便あたり４．４人）、乗継支線では４１人（１便あたり１．７人）となっている。特に、１２月３１日から１月２日までの期間においては、西畑及び東畑ルートでは利用者が無い状況となった。

（見直し案）

年末年始の期間における乗継支線の運行については、利用状況を地元自治区等に説明し、今後のバス運行のあり方を協議する。

(参考) 支線乗継に要する待ち時間の短縮について

(現状)

乗継支線への乗継時間の改善の一環として昨年11月7日に、一部乗継支線(みさき公園駅・淡輪駅ルート)のダイヤ改正し実証運行を行った結果、両ルートともに利用者の増加傾向が継続している。

(見直し案)

改正後のダイヤによる運行を継続する。また、引続き、基本路線と乗継支線との乗継待ち時間の短縮に努めることとする。

(2) バス停留所の新設

ア. 淡輪11区地域にバス停留所の新設(ルートの一部変更を含む。)について

(現状)

淡輪11区地域にはバス停留所は無く隣接するバス停留所と離れており、交通空白地域に近い状況にあることからバス停留所の新設要望があり、国道26号線沿いにバス停留所の新設を検討したが、国道管理者との協議に時間を要している。

(見直し案)

こうした状況を踏まえ、暫定的な措置として、平日の基本路線、望海坂発小島行の一部(午前9時台から午後5時間までの運行時間に限る。)の基本路線ルートの一部変更し、岬町交流センター(旧淡輪共同作業所)前に「(仮称)淡輪11区東口」を新設する。

なお、小島発望海坂行の国道26号線沿いのバス停留所の新設についても、引続き検討を行うこととする。

2. 乗継支線の見直し

(1) 有償運行制度への移行に伴う見直しについて

ア. 運行ルート・バス停留所

コミュニティバスの運行目的とする「高齢者等の交通弱者の移動手段の確保する」及びアンケート調査からバス利用の主たる目的である「買物・通院・役場での用務」を踏まえ、乗継支線ルートを次のとおりとする。

- ・多奈川西畑ルート オークワ～岬町役場～楠木～佐瀬川までの往復ルート
- ・多奈川東畑ルート オークワ～岬町役場～東～横手までの往復ルート
- ・孝子ルート 岬町役場～オークワ～上孝子までの往復ルート
- ・みさき公園駅ルート みさき公園駅～青葉台～みさき公園駅～道の駅みさき～淡輪駅
- ・淡輪駅ルート 淡輪駅～飯森山登山口～淡輪駅～淡輪ヨットハーバー～淡輪駅～道の駅みさき～みさき公園駅

また、バス停留所は、既存の乗継支線のバス停留所及び乗継支線と基本路線とが重複するバス停留所の位置とする。また、「道の駅みさき」を新設し、みさき公園駅ルート・淡輪駅ルート間の移動の際に「道の駅みさき」を経由することとする。

イ. 運行日

バス利用目的とする商業施設や病院、公共施設の開所日を考慮し、「毎日運行」する。
休日及び年末年始については「休日ダイヤ」により運行する。

ウ. 運行時間・運行頻度

買物や通院などの日常生活でのバス利用目的を考慮し、運行時間及び運行頻度は、現行の無償運行ダイヤを基本とする。

エ. 運賃

現行の基本路線の運賃と同一とし、大人及び小児とも1人100円とする。ただし、6歳未満の幼児及び同伴の保護者、また、障害者手帳等の提示者及び同介護者については無料とする。また、基本路線から乗継支線に、及び乗継支線から基本路線になど異なる運行路線のコミュニティバスの運行車両に乗り継ごうとするときは、無償で乗継乗車券を発行する。

オ. 運行車両・使用台数

運行ルートは道路幅員が狭い箇所があることから、乗用車（定員9人以下のワンボックス型）とし、使用台数は3台（1台は予備車）とする。

カ. 運行主体

岬町が事業主体になり運行する。ただし、車両整備管理業務を専門事業者に委託する。

3. 実証運行期間の延長について

今般の運行内容の見直しを踏まえ、平成29年4月より「本格運行」に切り替える予定とされていたが、住民アンケート結果における「バス運行経費に係る町負担の現状維持」や、鉄道との接続改善及び運行本数の増加に対する対応策など、引続き検討すべき状況にある。また、住民及び利用者から寄せられた意見の反映など、運行計画の見直しを的確に行うことが求められていることから、再度1年間を実証運行として延長することとする。

4. 岬町地域公共交通基本計画の一部修正について

上記1. 及び2. の見直しに伴い関係する箇所を一部修正する。

（資料－4 岬町地域公共交通基本計画の一部修正 新旧対照表のとおり）